

船橋市建設技術委員会設置要綱

（目 的）

第1条 船橋市建設技術全般にわたる諸問題を検討し、建設技術の向上を資することを目的とし、「船橋市建設技術委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- （1）工事設計積算、工事発注に関すること。
- （2）工事監理、工事検査に関すること。
- （3）関係各課との協議及び調整に関すること。
- （4）前三号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要と認める事項。

（組 織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は建設局長、副委員長は都市計画部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

（会 議）

第4条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は議長となり、議事の進行及び整理する。

（建設技術幹事会の設置）

第5条 委員会の所掌事項を円滑に進めるため、委員会に建設技術幹事会（以下「幹事会」という）を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は技術管理課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要の都度、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は議長となり、議事の進行及び整理する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を行う。
 - （1）委員会から指示された事項。
 - （2）委員会に付議すべき事項。
 - （3）次条に規定する建設技術作業部会（以下「作業部会」という）から報告された事項。

（建設技術作業部会の設置）

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項を調査、研究するための補助組織として、作業部会を置く。

- 2 部会員は、幹事が推薦する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 5 作業部会は、必要の都度、部会長が招集する。
- 6 部会長は議長となり、議事の進行及び整理する。
- 7 部会長は、作業部会において調査検討した結果を幹事会に報告する。

（補助組織）

第7条 作業部会で固有案件を検討するときは、補助組織として作業ワークグループを置くことができる。

- 2 作業ワークグループの会員は、部会員及び幹事長の推薦があったものとする。

（参考意見等の聴取）

第8条 委員会、幹事会及び作業部会において必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、又は会議に出席させ、意見等を聞くことができる。

（庶 務）

第9条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、都市計画部技術管理課において処理する。

（補 則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。

別表 1

委 員 長	建設局長
副委員長	都市計画部長
委 員	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
	地方卸売市場場長

別表 2

幹事長	都市計画部	技術管理課長
幹 事	都市計画部	都市政策課長
		都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長
		公園緑地課長
		飯山満土地区画整理事務所長
	道路部	道路計画課長
		道路管理課長
		道路維持課長
		道路建設課長
	下水道部	下水道総務課長
		下水道河川計画課長
		下水道河川管理課長
		下水道建設課長
		下水道施設課長
		河川整備課長
	建築部	建築指導課長
		建築課長
		宅地課長
		住宅政策課長
	地方卸売市場	総務課長